

日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

第二部 労働運動

第三編 農民運動

第二章 供出と米価をめぐる闘争

第五節 闘争事例

○栃木県下都賀郡南犬飼村

栃木県の事前割当量四〇万石に対し農民側は七・五万石の補正減額を要求したが、知事会議決定で補正三・五万石、超過供出七・五万石、差引き四万石の超過供出ということになり「県当局はこれを持ちかえると県農調委をひらいて郡別割当をおろしたが、いわゆる『覚書』を正面にもち出して委員をおどし、命令としておしつけた。農調委は県郡ともほとんど文句なしに原案をのんで村割当がおこなわれたが、下都賀郡のみは南犬飼と姿の二村代表が退場し、割当を拒否した」(日農統一派本部「農民運動資料」第八号による。以下もこれによる)、姿村村長はその後割当を承認したが南犬飼村(日農統一派が農民の半分を組織し、愛村同志会と対立している。日農県連浜野書記長の居村)は不服として闘争に入った。本年の麦作は病虫害のため結実不良で一〇—一五%の容量を増さぬと規定の目方にならぬのであった。当村の事前割当は五、一三四石で補正二四〇石、超供一、七八四石であった。村農調委員会において日農側と同志会側の対立する見解が妥協を見ず、出席した県農政課長の説明では、今回の供出割当が「食確法を超越した至上命令か法律にもとづく権利行使を行いうるか」について明確な回答をなさず、九月一日にはさらに公聴会をひらき地方事務所の見解が問われた。この席上、『覚書』は命令ではないが現状では命令と解してよい、食確法は事実上死滅しているとの説明があり、日農側はこれを納得せず、個人割当はなされぬまま推移した。九月一七日農調委は「食確法にもとづく割当であって異議申立てを認めることを条件として」満場一致で割当の承認をした。日農支部はこれに対し異議申立書を全戸に配布し、個人割当を待機している内、二五日小平知事が来村、供出を「懇願督励」した。ついで翌日関東民事本部天然資源課長パーコー大尉が来村し、未完納者約五〇〇名を集めて講演し、必ずしも異議申立を絶対に否定するものではない旨明かにした。しかるに翌日県経済部長は「割当は命令により行ったもので食確法を適用したのではない。したがって異議申立は認められない」と言明したので、村長は帰村して直ちに前の決定を改め、「総司令官の命令による割当」による旨諒承をもとめ、異議申立は許されないことを発表した。

日農支部は緊急委員会を招集し、日農支部長はじめ各委員が割当を諒承した態度を批判し、結局日農の基本方針に反するものとした。その後県連書記長らが農林省食糧当局の意向をただしたところ、食確法にもとづく供出で強制力はない旨明かにされたが、かくて闘争は県知事経済部長等の責任問題にまで発展した。

しかし経済部長は「民事部書簡を命令と解して行政措置による割当てをした。法的強制力はないが、未完納者に対しては改めて強権発動があるだろうと」答弁し強硬な態度を示したため、村長農

調委員長も供出督励につとめ、供麦成績はそれまでの九〇%以下より九八%に達した。未完納者については軍命令が貰えないため経済部長は食調委員会で、南犬飼村に対し食確法にもとずく食糧緊急措置令の発動(強権発動)をなすむね言明した。しかし期限がきれても完納しない農民は七六名(内半数は日農、残りは愛村同志会所属)でいずれも一町五反以下の経営で、未納分は二〇〇石となった。

日農栃木県連は農調委員に対して声明書を送り独立した態度をもって農民の利益をはかることを訴えた。なお前掲「資料」は県当局の供出政策の不合理的性格を批判すると同時に、日農自体が「軍命令」の呼声の前にほとんど何らの準備と効果的抵抗をなしえなかったことを卒直にみとめ「ほとんどそこには抵抗のあとさえみられない。県地方、町村の農調委のすべてが超過供出の法的根拠さえ問題にしなかった」とのべ、つづいて「南犬飼村の供麦闘争も結局において遵法闘争とし、合法闘争の範囲を超ゆる口火を切りひらくべき端緒をさえ組織的には看取することができなかったことは、単に貧農の地位と姿勢の問題でなく、日農の組織と闘争の根本問題であろう」と結んでいる。(「農民運動資料」第八・九号による)

○埼玉県二合半領における食管法違反事件

埼玉県北葛飾郡吉川町、早稻田村の農民三五名が、二四年度産米不供出の故をもって食糧管理法違反にとわれ、これに対し被告側二〇名は布施辰治氏を弁護人とし、被告団を結成して法廷で争いつつある事件である。

二合半領は自然条件わるく風水害にさらされ、生産力の低い地帯であるが、すでに二二、二三年の両年度において多くの農家が保有米を割るハダカ供出、他からの買入れによる出血供出によって苦痛をなめて来た。たとえば二三年産米については、県の供出割当は総収量一三、三〇九石、供出割当量(補正差引き)八、〇七二石であったが、農調委の調査によれば実収量八、七四二石にすぎず、四、六〇〇石の大きなひらきがあった。このため約一、二〇〇石(一千名分)が保有食込みになった。「出血供出の情況は次の如く町中をカナエの沸くが如き状態におとし入れた。即ち県知事は二四年三月三一日を供出の最終日として各町村長宛『命令として完納せよ』と打電し、軍政部司令官ヘワード中佐は新聞紙上に声明を発表した。二九日現在、二、三〇〇俵をのこしていた町では異常な恐怖感におそわれ、農民は親族会議をひらいて金策にとびまわり、農具、牛馬を売却し、県中部の畑作地帯はもとより遠く千葉、茨城、山梨、静岡方面から大小麦、とうもろこし等を買入れて完納に努め…県信用農協連吉川出張所の予金五〇〇万円の全部が引下げられ、新に営農資金の名目で九〇〇万円が貸出されている。警察、検察庁はこの間一週間にわたり、約二〇〇名の農民を喚問して『完納誓約書』に署名捺印を強要し、…このため吉川町三輪ノ江村に投身自殺者一名、早稻田村榎本孫兵衛さんは米ビツも空にして出し、前途を悲観、縊死をとげた。」(「農民運動資料」第一三・一四号、五一・一・五、四三頁)

二三年度産米については、農民のいわゆるハダカと出血による供出完納によって結末がつき、農民の組織的抵抗は見られなかった。

四九年度においては、キティ台風、二年来の出血供出等によって、とくに湿田地帯の農民は窮乏化していたが、供出割当量は前年同様農民側の主張と食いちがいがあり、たとえば吉川町においては県の平均反収二石二斗五升を上廻り二石三斗九升と、一斗五升の水増しによらねば事前割当量を完納しえない状態であった。実収は前述の如き原因で、作報調査で一石九斗八升、自然条件が悪い湿田では一石二、三斗という低収穫であった。

このため、これらの村を中心に四九年一二月早稲田において村民大会が開かれ、二割減額要求が決議され県村当局に陳情されたが結局六厘の補正をみとめられたにすぎなかった。

かくて五〇年三月末日までに両村三五名の未完納者を出し、越ヶ谷検察庁によって食管法違反にとわれて起訴された。そのうち二〇各は共産党、日農県連、労救支部その他団体の支持のもとに被告団を結成し、多数の農民を動員して公判闘争をたたかい、また五〇年一〇月二三日には被告団を中心に新聞「自由の声」(六〇〇部)を発刊し、二五年麦米の供出闘争を展開した。

二五年産米供出問題は二合半領に隣接する松伏領、旭の両村中心に動きを見せている。この両村は、堤防決壊による深さ五尺の冠水と病虫害により、約二〇〇戸の農家は平均反収一俵一三俵という状態で、松伏領村の割当六、八二四石に対し減額請求量三、二〇〇石(四六%)が日農より出されている。

松伏領村は日農(主体性派)の全村組織があり、青年部一五〇名の銀輪隊による陳情のほか、県当局との交渉に当たったが、当局の決定した補正では完納できない農家が五一年一月現在で二〇〇名を越しているといわれる。

五一年一月一〇日には被告団を中心に農民代表者会議がひらかれ、関東各地より参集した代表によって、保有米実力確保を最低の線とする供出闘争の方針、その他が決定され、ついで早稲田、吉川においては日農支部結成大会がひらかれ、六〇名の組織が生まれた。(「農民運動資料」第一三、一四、一五号による)

○山梨県境川村

境川村での麦供出割当は昨年度よりかなり重く、しかもデコボコがひどいところから日農の呼びかけで数次にわたり部落座談会や部落総会をひらき村長の不公平な割当をバクロし、村長と農調委員長に「割当をしなおせ」「県や政府の手先になる農調委員長なら辞職せよ」等と要求し、その後農調委員長が秘かに村民に供出を強要したことがわかって農民に吊しあげられ辞職した。一〇月一九日三部落の未供出者は日農代表の応援をえて村長と会見、「責任をもって強権発動させない」との確約を得ることに成功し、なお弾圧に備えて供麦対策委員会をつくり部落防衛体制を整えた。かくて農村主婦まで供出闘争に参加するうちに日農結成の気運が盛りあがった。一一月に入るや供麦対策委員会は村長をして供出未完了の原因が不均等な割当にあることを認めさせ、とりあえず極端なボスのかくし田に再割当することに決定した。その後供出闘争の中心たる寺尾部落に日農支部ができ、警察から未供出者の呼出しがきたが、村長と共に抗議し供出可能量の調査書を提出したが一二月八日食管法違反の故で供麦闘争の指導者を逮捕しようとした。郡下七町村の農民と合流した村民約六〇名は石和警察署に奪還デモをかけ即時釈放を要求したが拒否され、翌朝再びデモをかけたところ、武装警官百数十名が警棒をもってデモ隊と衝突し日農県連書記等負傷者を出した。同月二〇日には税務署員警官が差押えに来たが組合員によって撃退された。日農山梨県連は「一二月九日血の土曜日を忘れるな」「農民とくに貧農の生活を守る闘争を通じて日農組織を拡大せよ」と呼びかけ、(山梨農民新聞)ついに指導者は釈放された。これをきっかけに寺尾部落に境川防衛青年行動隊ができ、やがて民族独立青年行動隊に発展し、闘争の場面もさらに山林解放の問題につきすすんだ。(「農民運動」第三・四号、五一・三・一五による)

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
